

(仮称) 阪南市立総合こども館の整備に係る住民投票の実施請求について

今回の総合こども館の整備については、児童数が減少している現状や、南海トラフ巨大地震の発災時等に子どもたちの安全・安心を守ることを中心に様々な検討を重ねた結果、阪南市の将来を担う子どもたちのため、総合こども館を整備することが最善の策であると判断したものです。

このことを踏まえ、本年1月から7回の保護者説明会と11回の市民説明会を開催し、市民のみなさんにご説明させていただいたところであり、議会においても、この間の経過等を十分にご理解のうえ、議員15人中賛成12人という圧倒的多数の賛成で可決いただいたところです。

今後は、自治基本条例の基本理念にのっとり、市民のみなさん・保護者・専門家等で構成するワークショップを開催のうえ、多様な意見を出し合い、施設の基本イメージを策定してまいります。

これからも、市民のみなさんとともに、議会・執行機関が両輪となって、それぞれの役割分担や協働のもとに、より良い総合こども館の整備に全力で取り組んでまいります。

【住民投票の実施請求に対するQ & A】

Q 自治基本条例に基づき、住民投票の実施請求書が提出されましたが、住民投票は実施しないのですか？

- A ○ 阪南市自治基本条例は理念条例であり、手続き等については、個別条例に委ねられています。
- これを踏まえ、阪南市自治基本条例第25条第1項に基づき請求することについても、同第25条第3項に「前2項（第1項及び第2項）に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。」となっています。
- しかし、現時点では、住民投票の請求から実施に至る必要な手続きについての条例が定められていないことから、住民投票の請求や実施を行うことができません。

Q なぜ、別に定める条例を制定していないのですか？

- A ○ 条例の制定や改廃については、地方自治法等で、住民の直接請求権、議会と長の議案提案権、議会への請願や陳情が担保されています。
- また、平成26年3月の阪南市自治基本条例推進委員会の提言において、「条文の改正・追加を行うような社会情勢の変化はないため、条文の見直しをする条項はない。」という検証結果をいただきました。
- 地方自治法等で請求等の手続きが担保されていることや、これまで住民投票の動きがなかったことから、住民投票の手続きに関する条例を制定しておりませんでした。今後は、阪南市自治基本条例推進委員会において、委員会の役割である自治基本条例が適正かつ円滑に運用しているかの検証や社会情勢に合わせて見直す必要があるかどうかの検討のなかで、第25条においても検討がなされる予定です。
- なお、「阪南市住民投票を実現する会」の代表の方にも、自治基本条例第25条に関する手続きについての条例を定めていないことから、自治基本条例に基づいては住民投票の実施を市長に請求することはできないが、地方自治法による請求等は可能である旨をお伝えしています。

Q 市長自らが、住民投票を実施する予定はないのですか？

- A ○ 平成28年3月議会において整備に関する予算及び関係議案について慎重審議のうえ、可決いただきました。
- 現在、総合こども館の施設整備に向け、市民のみなさん・保護者・専門家等で構成するワークショップを開催のうえ、多様な意見を出し合い、施設の基本イメージを策定していく予定です。
- これからも、市民のみなさんとともに、議会・執行機関が両輪となって、それぞれの役割分担や協働のもとに、より良い総合こども館の整備に全力で取り組んでまいります。